

「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」
開催要綱

1. 目的

「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（以下「NDB」という。）及び「介護保険総合データベース」（以下「介護DB」という。）等の解析基盤については、2018年度、「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」において計9回に渡り、法的・技術的な論点について整理・検討し、平成30年11月16日に報告書を発表した。

これを受けて、NDB・介護DB等の連結解析等の内容を盛り込んだ「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が第198回通常国会において成立したところである。

NDB、介護DBの連結解析等については、2020年10月1日の改正法施行に向けて、具体的な検討が必要であり、社会保障審議会医療保険部会及び介護保険部会での議論に資するよう、法的・技術的な論点について整理・検討するため、本有識者会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) NDB、介護DBの連結解析について、2020年10月1日の施行に向けて必要な事項
- (2) その他

3. 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
また、その任期は令和2年3月31日までとする。
- (2) 本会議の座長は、本会議の構成員の中から互選により選出することとする。
座長は、本会議又の事務を総理し、本会議を代表することとする。
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

4. 運営等

- (1) 本有識者会議は、老健局長及び保険局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本有識者会議においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本有識者会議は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 本有識者会議の庶務は、老健局老人保健課及び関係課室の協力を得て、保険局医療介護連携政策課において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本有識者会議の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。